

交通事故相談所概況

令和4年度版

(令和4年4月～令和5年3月)

令和5年6月

沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課

はじめに

本県における令和4年中の交通事故の発生状況につきましては、発生件数は、2,778件（前年比5件減少）、死者数は、34人（前年比8人増加）、負傷者数は、3,311人（前年比8人減少）でした。

交通事故件数が減少する中、人身事故に占める飲酒絡み事故の割合は、全国平均の約2.5倍と高く、依然として飲酒運転の根絶は大きな課題となっております。

本県では、交通事故被害者の救済援護対策として、本土復帰した昭和47年に沖縄県交通事故相談所を設置して以来、交通事故により発生する諸問題について、相談者に対する指導・助言を行っています。

近年、相談所に寄せられる相談内容は、自賠責保険請求等に関する相談、債務不履行に関する相談、訴訟調停の利用相談など複雑・多様化し、自動車損害賠償責任保険制度、訴訟や調停の手続きなどの専門的な知識や経験が必要となっております。

このような状況に対応するため、本相談所では、相談員の資質向上や県内各地における巡回相談の実施など、業務の充実に努めるとともに、県民の身近な相談窓口として、広く利用されるよう広報活動の徹底を図っています。

この冊子は、本相談所における令和4年度の相談の概要を取りまとめたものですので、関係各位の業務の参考として御活用いただければ幸いです。

令和5年6月

沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長

目 次

沖縄県交通事故相談所事業概要	1
相談状況	
1 年度別相談状況	
(1) 交通事故発生件数と相談受理件数の推移	2
2 月別相談状況	
(1) 相談方法別処理状況	3
(2) 相談方法別内訳	3
(3) 月別相談件数	3
3 被害者・加害者別相談状況	4
4 交通事故種別相談状況	4
5 新規・継続別相談状況	4
6 所要時間別相談状況	4
7 男女・年齢別相談状況	
(1) 男女・年齢別相談状況	5
(2) 男女別構成比	5
(3) 年齢別構成状況	5
8 内容別相談状況	6
9 経過期間別相談状況	6
10 地域別相談状況	7
11 本所・支所別相談状況	8
参考資料	
沿革	9
沖縄県交通事故相談所設置運営要綱	10
沖縄県交通事故相談所運営要領	12
沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（抜粋）	15
交通事故相談の主な関係機関	16

沖縄県交通事故相談所事業概要

1 概要

交通安全対策基本法第38条に基づき交通事故被害者対策の一環として、復帰後の昭和47年6月に沖縄県交通事故相談所を設置し、また昭和56年には、中・北部の交通事故被害者等の利便増進のため中部支所を設置して、交通事故被害者等が抱えている損害賠償、更生問題等についてあらゆる角度から相談に応じ、これを公正かつ適正に解決するための指導・助言を行っている。

2 所在地

(1) 沖縄県交通事故相談所（本所）

那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎5階

TEL 098-866-2185 FAX 098-866-2189

(2) 沖縄県交通事故相談所（中部支所）

沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎4階

TEL 098-939-7512 FAX 098-939-7516

3 相談時間

(1) 本所 月曜日から金曜日までの08:30から17:15

(年末年始・祝日・慰霊の日を除く)

中部支所 月曜日、水曜日、金曜日の08:30から17:15

(年末年始・祝日・慰霊の日を除く)

(2) 巡回相談 10:00~15:00 (祝日・慰霊の日を除く)

北部地区: 偶数月第3木曜日

宮古地区: 年1回実施

八重山地区: 年1回実施

4 交通事故相談員

本所 2名

中部支所 1名

5 事業費

(単位: 千円)

年度 (当初予算)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般	8,313	8,153	6,248	7,066	7,353	7,457	7,577

6 相談内容等

○相談内容は自賠償保険の請求、損害賠償額の算定、賠償責任者、示談方法等

1 年度別相談状況

(1) 交通事故発生件数と相談受理件数の推移

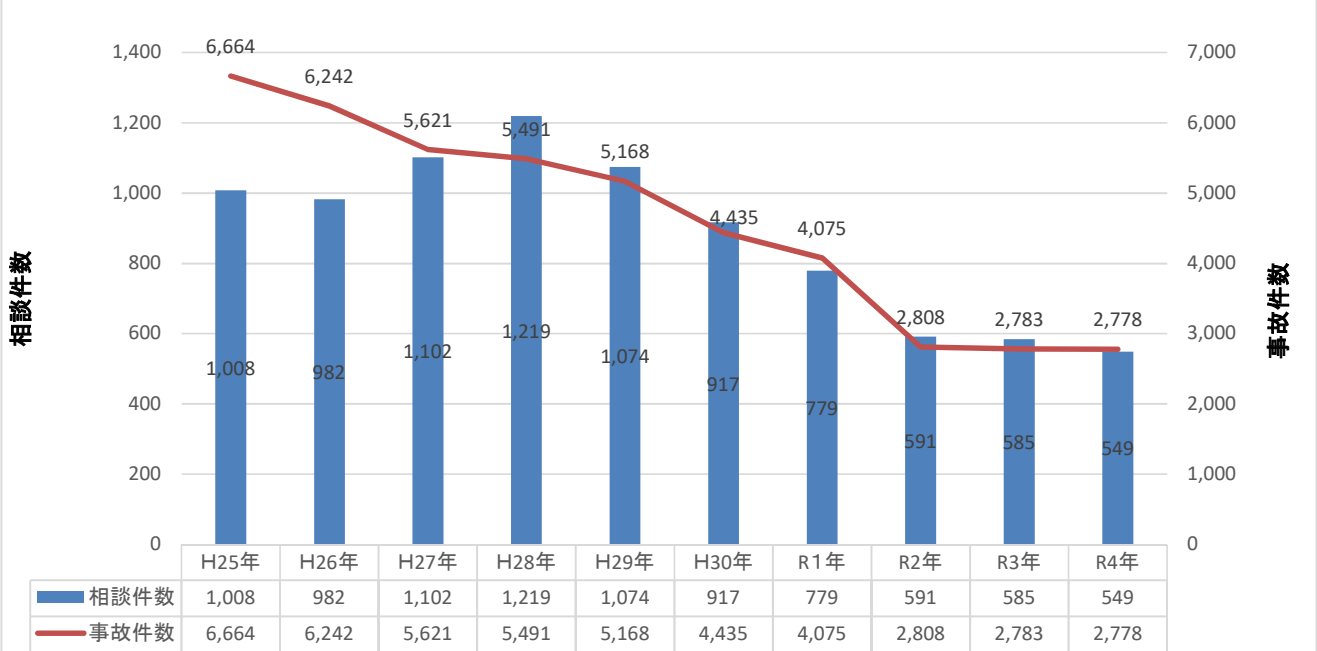
年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交通事故発生件数(件)	沖縄県	6,664	6,242	5,621	5,491	5,168	4,435	4,075	2,808	2,783	2,778
	全国	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,425	300,839
相談受理件数(件)	沖縄県	1,008	982	1,102	1,219	1,074	917	779	591	585	549
	全国	62,195	58,403	53,380	47,214	43,557	38,837	33,546	25,474	23,318	20,477
相談受理件数の対前年度比(%)	沖縄県	△ 2.8	△ 2.6	12.2	10.6	△ 11.9	△ 14.6	△ 15.0	△ 24.1	△ 1.0	△ 6.2
	全国	△ 9.4	△ 6.1	△ 8.6	△ 11.6	△ 7.7	△ 10.8	△ 13.6	△ 24.1	△ 8.5	△ 12.2
相談率(%)	沖縄県	15.1	15.7	19.6	22.2	20.8	20.7	19.1	21.0	21.0	19.8
	全国	9.9	10.2	9.9	9.5	9.2	9.0	8.8	8.2	7.6	6.8
相談日数(日)	沖縄県	242	241	241	241	244	244	242	242	241	242
1日当たり相談件数(件)	沖縄県	4.2	4.1	4.6	5.1	4.4	3.8	3.2	2.4	2.4	2.3

注1)交通事故発生件数は暦年で、警察庁統計「交通事故の発生状況(年報)」による

注2)相談受理件数(全国)は「交通事故相談所の概要及び一覧」による

注3)相談率は、相談受理件数÷交通事故発生件数×100 で表す

県内の相談件数の推移



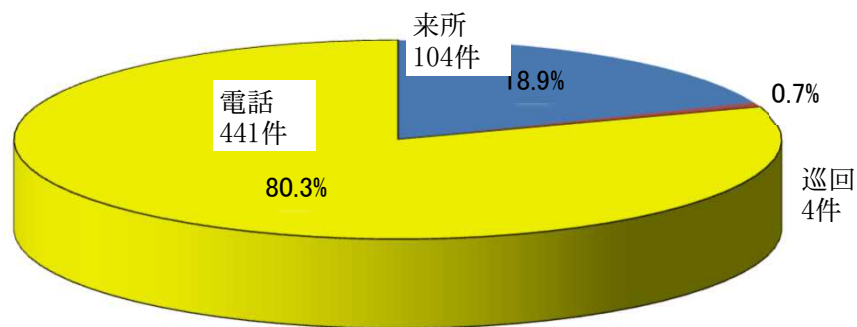
※相談件数は年度、事故件数は暦年

2 月別相談状況

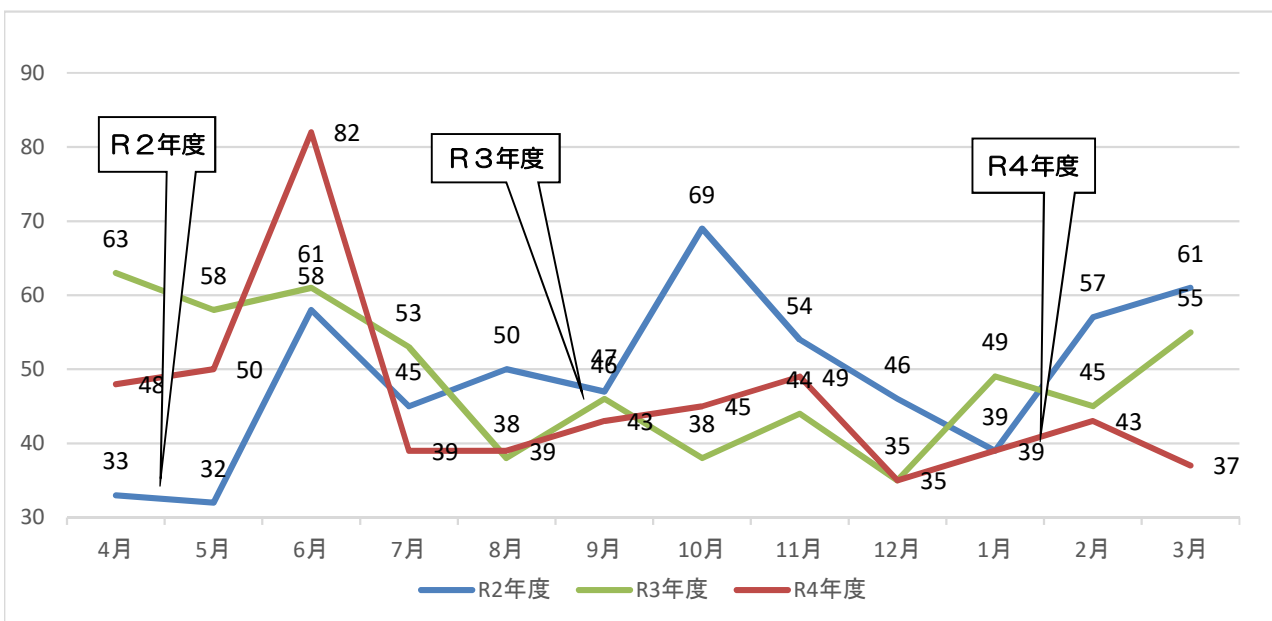
(1) 相談方法別処理状況

月別 区分	R 4												R 5			計	構成比 (%)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
来 所	13	7	14	8	10	6	10	13	6	4	5	8	104	18.9			
巡 回	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4	0.7			
電 話	35	43	67	31	27	37	34	36	29	35	38	29	441	80.3			
計	48	50	82	39	39	43	45	49	35	39	43	37	549	100			

(2) 相談方法別内訳

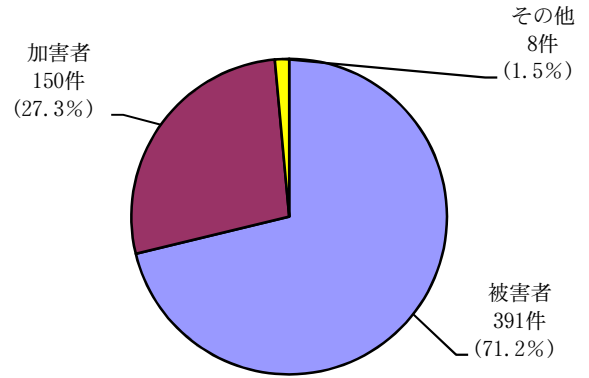


(3) 月別相談件数 (過去3年比較)



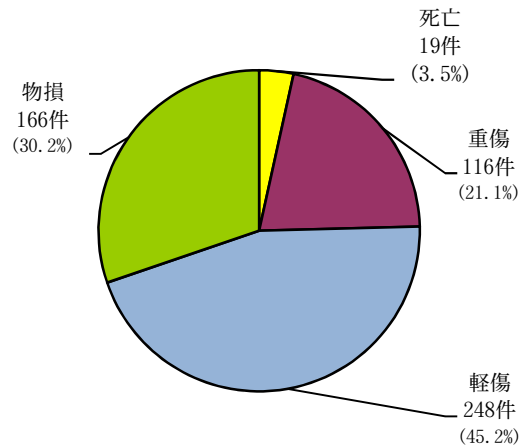
3 被害者・加害者別相談状況

区分	被害者	加害者	その他	合計
件数	391	150	8	549
構成比 (%)	71.2	27.3	1.5	100.0



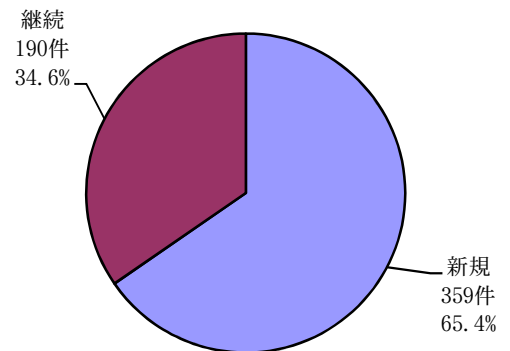
4 交通事故種別相談状況

事故別	死亡	重傷	軽傷	物損等	合計
件数	19	116	248	166	549
構成比 (%)	3.5	21.1	45.2	30.2	100.0



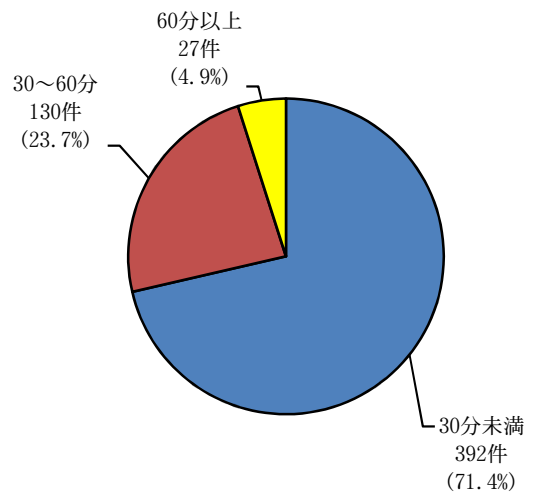
5 新規・継続別相談状況

種別	新規	継続	合計
件数	359	190	549
構成比 (%)	65.4	34.6	100.0



6 所要時間別相談状況

相談時間	30分未満	30~60分未満	60分以上	合計
件数	392	130	27	549
構成比 (%)	71.4	23.7	4.9	100.0

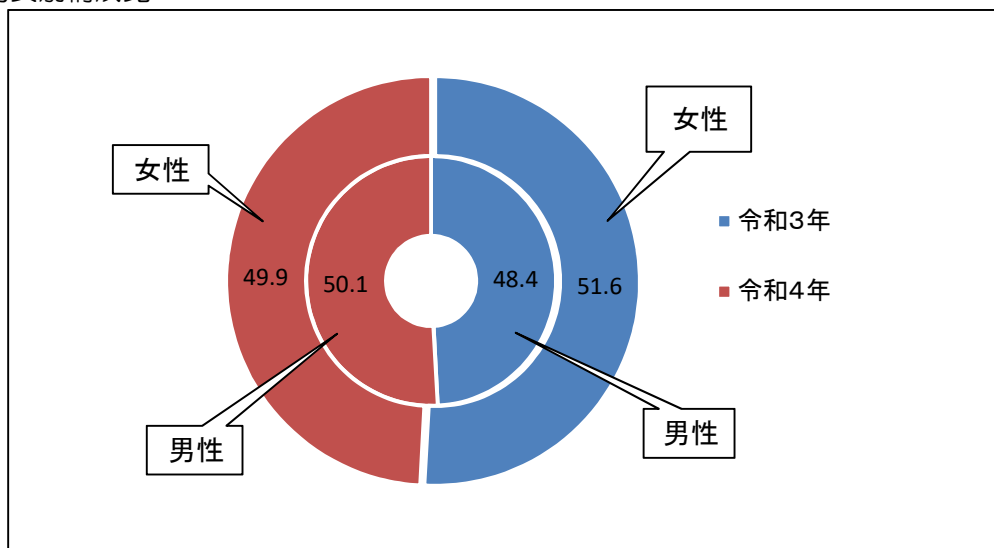


7 男女・年齢別相談状況

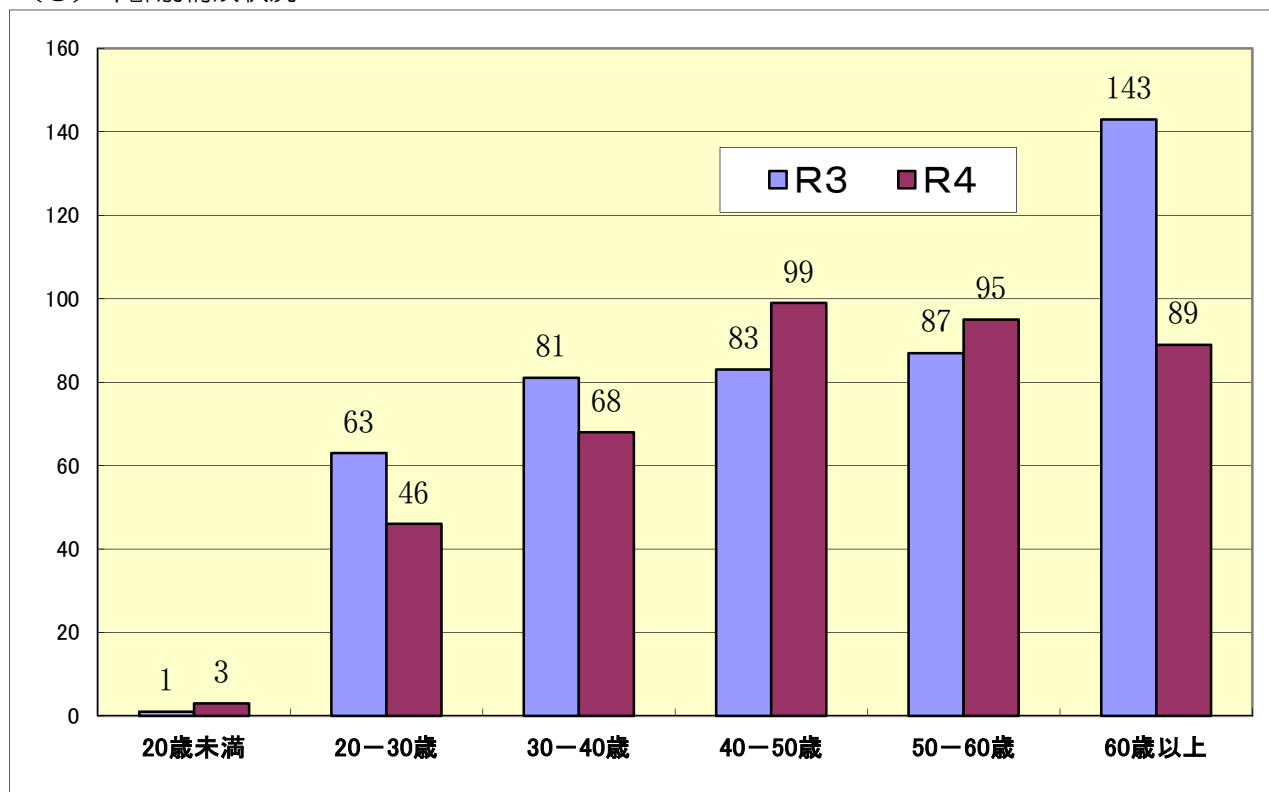
(1) 男女・年齢別相談状況

月別 区分	20歳未満	20-30歳	30-40歳	40-50歳	50-60歳	60歳以上	不明	合計	構成比 (%)
男	1	24	38	46	42	56	68	275	50.1
女	2	22	30	53	53	33	81	274	49.9
計	3	46	68	99	95	89	149	549	100.0

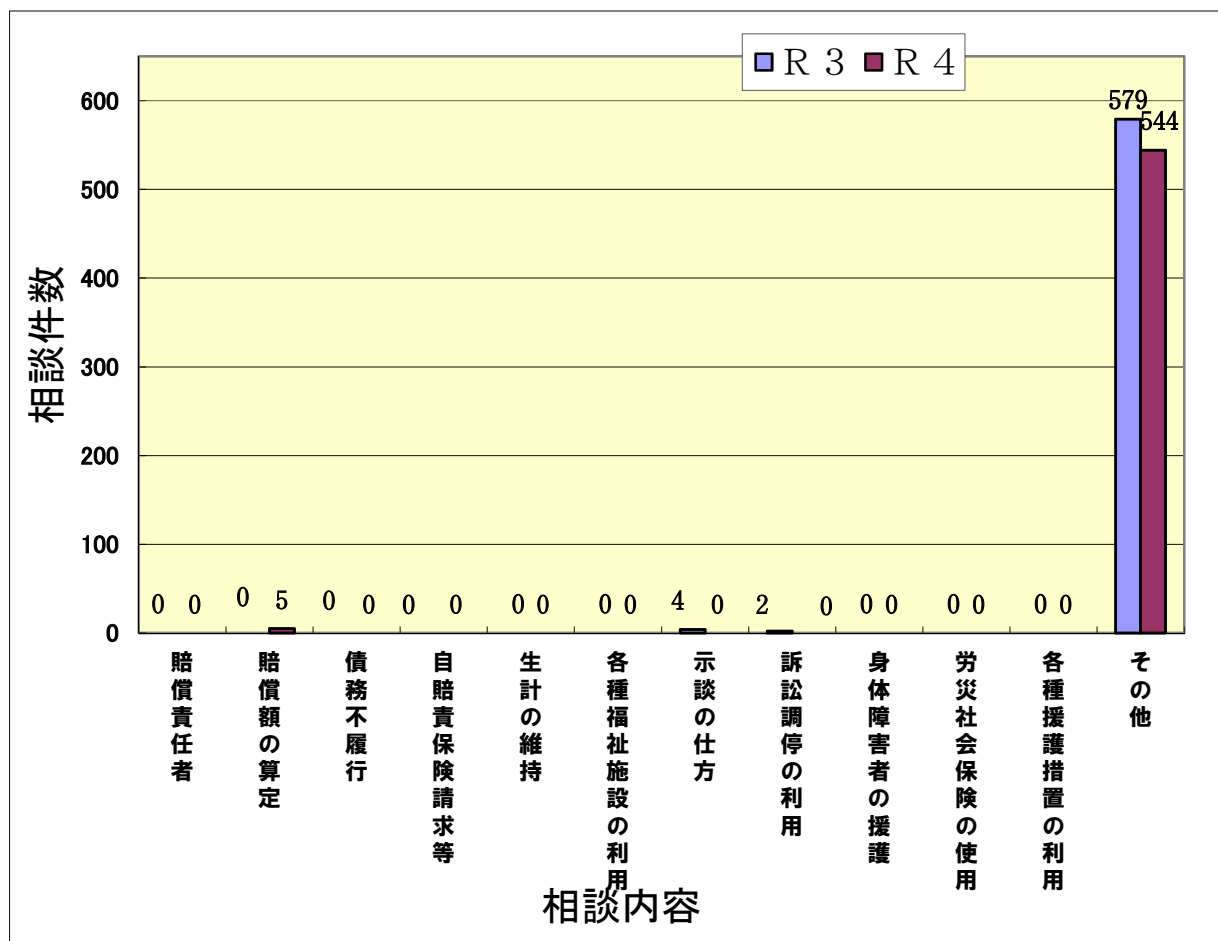
(2) 男女別構成比



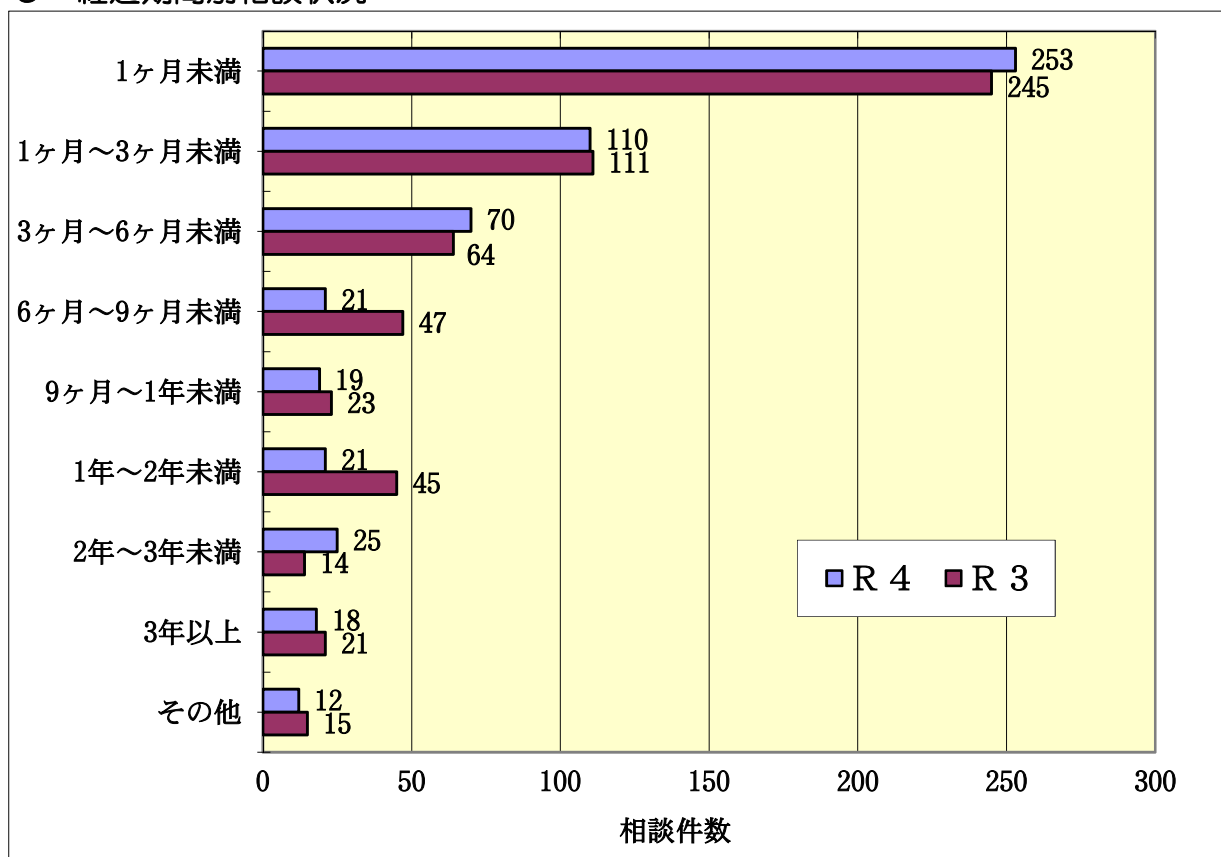
(3) 年齢別構成状況



8 内容別相談状況



9 経過期間別相談状況

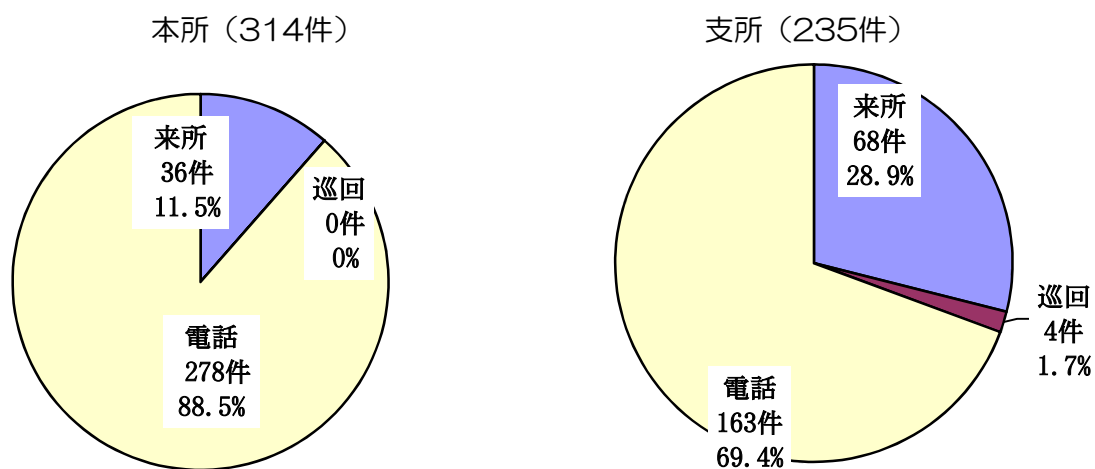


10 地域別相談状況

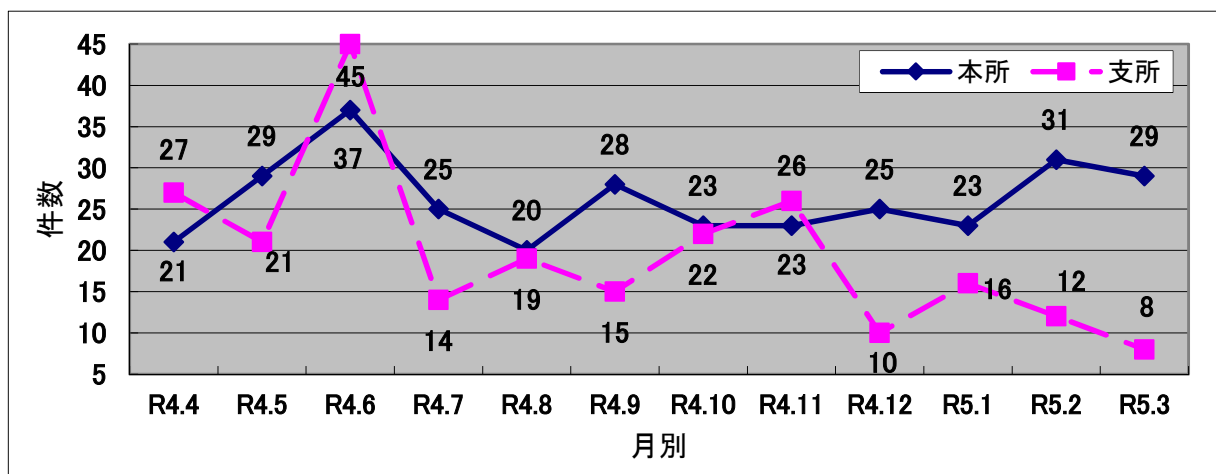
地区	区分 市町村別	直接相談			間接相談			合計	前年度
		来所	巡回	小計	電話	文書	小計		
北部	国頭村			0			0	0	0
	大宜味村			0			0	0	0
	東村			0	1		1	1	0
	今帰仁村			0	1		1	1	1
	本部町			0	1		1	1	2
	名護市	3	2	5	24		24	29	29
	宜野座村			0	2		2	2	1
	金武町	3		3	3		3	6	1
	恩納村		1	1	1		1	2	4
	伊江村			0			0	0	1
	伊平屋村			0			0	0	0
	伊是名村			0			0	0	0
中部	うるま市	10		10	40		40	50	46
	沖縄市	34		34	81		81	115	127
	読谷村	4	1	5	16		16	21	18
	嘉手納町	3		3	6		6	9	6
	北谷町	4		4	16		16	20	7
	北中城村			0	1		1	1	7
	中城村	2		2	3		3	5	2
	宜野湾市	5		5	33		33	38	36
西原町	4		4	11		11	15	3	
南部地区	浦添市	5		5	15		15	20	52
	那覇市	19		19	67		67	86	125
	久米島町			0			0	0	1
	北大東村			0			0	0	0
	南大東村			0			0	0	0
	豊見城市	1		1	17		17	18	9
	糸満市	1		1	8		8	9	13
	南城市	2		2	5		5	7	5
	八重瀬町			0	3		3	3	6
	与那原町	3		3	1		1	4	6
	南風原町			0	6		6	6	6
	渡嘉敷村			0			0	0	0
	座間味村			0			0	0	0
	粟国村			0			0	0	0
渡名喜村			0			0	0	0	
宮古	宮古島市			0	11		11	11	17
	多良間村			0			0	0	0
八重山	石垣市	1		1			0	1	2
	竹富町			0			0	0	0
	与那国町			0			0	0	0
他	その他不明			0	68		68	68	52
合計		104	4	108	441	0	441	549	585

1.1 本所・支所別相談状況

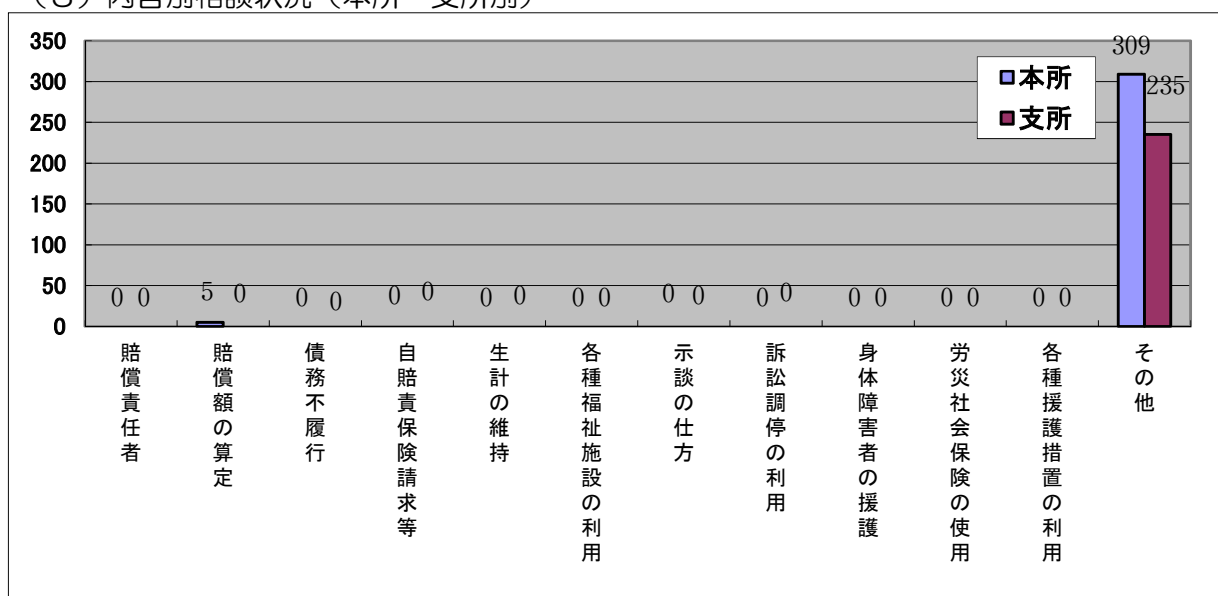
(1) 相談方法別内訳



(2) 月別相談件数（本所・支所別）



(3) 内容別相談状況（本所・支所別）



参 考 资 料

沿革

昭和47. 5	本土復帰
昭和47. 6. 1	沖縄県交通事故相談所を県庁構内（県企画部県民室）に設置し、交通事故相談員を3人配置（県庁第2庁舎1階） 沖縄県行政組織規則（昭和47年沖縄県規則第2号）第197条 沖縄県交通事故相談所設置要綱（沖縄県訓令第12号）
昭和48. 4. 1	県民室から県民生活室へ名称変更
昭和49. 4. 1	沖縄県部設置条例の一部改正に伴い生活福祉部青少年交通安全対策室に移管
昭和49. 3. 30	沖縄県行政組織規則（昭和47年沖縄県規則第2号）が規則第18号により全部改正（第197号廃止）
昭和52. 7. 30	沖縄県交通事故相談所設置要綱（沖縄県訓令第12号）の廃止
昭和52. 8. 15	沖縄県交通事故相談所設置運営要綱を定める。 沖縄県交通事故相談所運営要領を定める。
昭和54. 4. 1	組織改編に伴い商工観光部交通運輸課に移管
昭和56. 4. 1	沖縄県交通事故相談所中部支所を県企業局コザ庁舎2階（沖縄市山里284）に設置（2名配置）
昭和60. 4. 1	本所を県庁本庁舎1階に移転。
平成元. 4. 1	組織改編に伴い、企画開発部離島・交通対策課へ移管
平成 3	交通事故相談所補助金が廃止され、交付金化された。
平成 8. 4. 1	組織改編に伴い、生活福祉部青少年・交通安全課へ移管
平成10. 4. 1	組織改編に伴い、文化環境部青少年・交通安全課へ移管
平成13. 4. 1	組織改編に伴い、文化環境部生活企画・交通安全課へ名称変更
平成17. 4. 1	組織改編に伴い、文化環境部県民生活課へ名称変更
平成17. 4. 1	沖縄県交通事故相談所本所を沖縄県南部合同庁舎9階（那覇市旭町1）に移転
平成18. 3. 31	交通事故相談所交付金の廃止
平成18. 4. 1	交付金廃止に伴い本所の相談員を1名減とする。（本所2名、支所2名）
平成19. 3. 30	沖縄県交通事故相談員設置規程（沖縄県訓令第43号）を定める。
平成20. 4. 1	沖縄県交通事故相談所中部支所を沖縄市中央2-28-1（コリンザ2階）に移転（県企業局コザ庁舎取り壊しに伴う）
平成21. 5. 11	沖縄県南部合同庁舎の移転に伴い沖縄県交通事故相談所本所を那覇市旭町11-6-37（新沖縄県南部合同庁舎5階に移転）
平成21. 10. 5	沖縄県交通事故相談所中部支所を沖縄市美原1-6-34（新沖縄県中部合同庁舎4階）に移転
平成23. 4. 11	組織改編に伴い、環境生活部県民生活課へ名称変更
平成26. 4. 1	組織改編に伴い、子ども生活福祉部県民生活課へ名称変更
平成27. 4. 1	組織改編に伴い、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課へ名称変更
平成28. 3. 29	沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（沖縄県訓令第5号）を定める 沖縄県交通事故相談員設置規程（沖縄県訓令第43号）廃止
平成31. 4. 1	沖縄県交通事故相談所運営要領の一部改正 支所の相談員を1名減（本所2名、支所1名）及び支所の相談日を月曜日、水曜日、金曜日へ変更

沖縄県交通事故相談所設置運営要綱

(目 的)

第1条 交通事故による被害者の救済等に関する相談に応ずるとともに、交通事故による被害者に対する援護活動の促進及び強化を図るため、沖縄県交通事故相談所（以下「相談所」という。）を設置し、相談所の運営について必要な事項を定め、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、関係援護機関とは、地方法務局、福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会、弁護士会、その他交通事故被害者援護に関する事務、若しくは事業を行う機関又は団体をいう。

(業 務)

第3条 相談所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 交通事故に係る被害者及び加害者又はその家族等（以下（交通事故被害者等」という。）に対し、交通事故相談（賠償問題、その他の諸問題について、交通事故被害者等からの相談に応じ指導助言することをいう。以下同じ。）を実施すること。
- (2) 交通事故被害者等の援護について、必要に応じ関係援護機関へのあつせんを行うこと。
- (3) 市町村に対し、交通事故相談業務の運営に関する指導及び交通事故相談に関する市町村職員の研修を行うこと。
- (4) 交通事故被害者等の援護に関し、市町村及び関係援護機関相互間の連絡を図ること。
- (5) 交通事故被害者等の援護に関する広報を行うこと。

(職 務)

第4条 相談所に所長及び交通事故相談員を置く。

- 2 所長は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長を充てる。
- 3 交通事故相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ前条の業務を行うに必要な熟意と学識経験者を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 4 所長は、相談所の業務を掌理する。
- 5 交通事故相談員は、所長の命を受け、前条の業務を処理する。

(アドバイザー)

第5条 相談所は、(財)交通事故紛争処理センターが派遣する交通事故相談員アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を受け入れることができる。

2 アドバイザーは、相談員に対し、個々の相談事案に関する助言・アドバイス等を行うものとする。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、昭和52年8月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県交通事故相談所運営要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県交通事故相談所設置運営要綱（昭和52年8月15日制定）第6条の規定に基づき、沖縄県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(相談業務等の実施の基準)

第2条 相談所の交通事故相談及び関係援護機関等へのあっせんに関する業務の実施の基準は、次のとおりである。

- (1) 交通事故相談は、死亡、重傷又は後遺症等の重大被害を受けた者又はその家族に重点をおいて実施するものとし、特に賠償問題については、事故状況、その他の事実関係の十分な調査に基づいて、深度のある指導助言を行うこと。
- (2) 賠償問題に関する相談事案の処理に当たっては、当事者間の示談交渉そのものに介入しないものとする。
- (3) 賠償問題に関する相談事案で訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるものについては、利用可能な諸司法手続きを一般的に教示することにとどめ、弁護士会、その他交通事故に関する法律の専門機関等にあっせんしてその処理にゆだねるものとする。
- (4) 更生問題に関する相談事案については、更生の方途、各種社会福祉制度の利用等につき指導助言するとともに必要に応じ福祉事務所、公共職業安定所又は社会福祉協議会へのあっせんを行うものとする。
- (5) その他一身上の問題についても、できる限りの相談に応じるものとする。
- (6) 交通事故相談実施後においても、なお引き続いて補完的な指導を要すると認められるものについては、市町村、民生委員又は人権擁護委員に連絡し、補完的な指導を行う等の協力を求めるものとする。

(広報業務の実施基準)

第3条 相談所の広報に関する業務の実施の基準は、次のとおりとする。

- (1) 住民に対し、民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故による被害を受けた際に必要な予備知識の普及に努めるものとする。
- (2) 交通事故被害者に対する損害賠償責任の適正な履行についての住民の関心の高揚及び交通事故被害者に対する援護思想の普及に努めるものとする。
- (3) 前各号に掲げる事項の普及のため、パンフレットの発行を行うほか、県及び市町村の広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等の広報手段を積極的に利用するものとする。

(相談所の運営)

第4条 相談所本所の相談日は、月曜日から金曜日とし、相談所中部支所の相談日は月曜日・水曜日・金曜日とする。ただし、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- (1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条第2項及び同条第3項に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 所長が指定する日

(相談時間)

第5条 相談所の相談時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(関係援護機関との連絡)

第6条 相談所は、次に掲げる機関又は団体と緊密な連絡を保ち、その業務の円滑適正な運営を図るよう努めるものとする。

- (1) 関係援護機関等
- (2) 県警察
- (3) 県人権擁護委員連合会
- (4) 地方裁判所及び簡易裁判所
- (5) 民生委員協議会
- (6) 交通安全協会
- (7) 損害保険会社
- (8) 自動車賠償保険査定所
- (9) その他、交通事故被害者に関する事務又は事業を行う機関又は団体

(相談取扱上の注意)

第7条 交通事故相談員及び顧問弁護士（以下「相談員等」という。）は次の事項に留意して相談に応ずるものとする。

- (1) 相談所来訪者の心情を深く洞察し、懇切でいねいな態度で応接すること。
- (2) 平易簡明なことばを用い、いたずらに難解な法律用語、専門用語等の乱用を慎むこと。
- (3) 相談業務を通じて知り得た他人の秘密は絶対にもらさないこと。

(相談の処理)

第8条 相談の処理は、相談票（様式1）によって行い、その処理にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 相談は、面接によるもののほか、郵便、電話等によるものについても受理すること。
- (2) 相談員は、毎月5日までに前月における交通事故相談について、その取扱状況の報告書を作成し、所長に報告すること。

(相談勤務計画)

第9条 相談員等の勤務計画は、次の基準に従い、毎月末までに翌月分を策定し、所長の承認を受けるものとする。

- (1) 相談員：1か月16日の範囲内
- (2) 顧問弁護士：毎週1日の範囲内

2 前項の勤務計画は、交通事故相談勤務計画表に基づいて策定するものとする。

(帳票類)

第10条 相談所に備え付ける帳票類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 相談所業務日誌
- (2) 出勤簿
- (3) 市町村等質疑応答簿

(巡回相談)

第11条 巡回相談に関する実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 巡回相談は、相談員が相互にあたるものとし、その日程、場所等は、毎月の相談勤務計画を勘案のうえ、別途所長が定める。
- (2) 巡回相談については、計画策定後、直ちに関係市町村に連絡するとともに、これを公表し、県民に周知させるものとする。
- (3) 巡回相談の場所は、原則として、市町村役場とする。
- (4) 巡回相談の結果については、巡回相談結果報告書により、所長に報告しなければならない。

(出張命令)

第12条 相談員は、出張しようとするときは、その用務、出張先、期間等を明らかにして、所長の決裁を受けなければならない。

2 相談員等は、帰庁したときは、速やかに復命書を所長に提出しなければならない。ただし、簡易な事項については口頭で復命することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、相談所の運営に関し、必要な事項は、所長が定める。

(施行)

この要領は、昭和52年8月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成3年5月26日から施行する。

(附則)

この要領は、平成4年9月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この訓令は、知事の事務部局及び労働委員会の事務部局（以下「部局」という。）における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる部局に、同表の中欄に掲げ

る職を設置し、その職務内容は同表の右欄のとおりとする。

部局	職	職務内容
子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（用地嘱託員設置規程等の廃止）

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(54) 沖縄県交通事故相談員設置規程（平成19年沖縄県訓令第43号）

附 則（平成29年3月31日訓令第18号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日訓令第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月8日訓令第37号）

この訓令は、令和2年5月8日から施行する。

附 則（令和2年12月28日訓令第43号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日訓令第13号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

交通事故相談の主な関係機関

- 【自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関するご相談】
そんぽADRセンター沖縄 電話 098-993-5951
〒900-0033 那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階

- 【交通事故証明の発行】
自動車安全運転センター沖縄県事務所 電話 098-840-2822
〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-22 沖縄県運転免許センター内

- 【法律相談】
公益財団法人日弁連交通事故相談センター沖縄県支部
電話 098-865-3737
〒900-0014 那覇市松尾2-2-26-6 沖縄弁護士会館内

- 【調停、訴訟費用立替】
日本司法支援センター沖縄地方事務所（法テラス沖縄）
電話 0570-078-368
〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2階

- 【生活資金の貸し付け】
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所（NASVA）
電話 098-916-4860
〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階

- 【紛争・和解・斡旋と法律相談】
公益財団法人交通事故紛争処理センター福岡支部
電話 092-721-0881
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命10階

交通事故相談所概況（令和4年度版）

令和5年6月発行

編集・発行 沖縄県子ども生活福祉部
消費・暮らし安全課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL 098-866-2187

FAX 098-866-2789

困ったらすぐ相談

～交通事故でお困りの方がいらっしゃいましたらお気軽にご相談ください～



本

場所 / 那覇市旭町116-37
沖縄県南部合同庁舎5階(那覇バスターミナル向かい)

支

場所 / 沖縄市美原 1-6-34
沖縄県中部合同庁舎 4 階